



長野県報

6月26日(木)
令和 7 年
(2025 年)
第 620 号

目次

規 則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課） 1

告 示

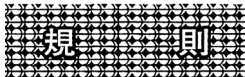
長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例の規定の適用除外の公示（ゼロカーボン推進課） 9

公共測量の実施（4 件）（建設政策課） 9

公共測量の終了（3 件）（建設政策課） 10

公 告

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の登録（農業技術課） 11



長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 7 年 6 月 26 日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

長野県公安委員会規則第 8 号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「通行禁止（駐車禁止・時間制限駐車区間）除外車両指定申請書」を「除外標章交付申請書」に改め、同条第 3 項中「が別表第 1 の 5 の(11)」を「には、別表第 1 の 5 の(10)の指定に係るものである場合にあっては同(10)のいずれかに該当することを証明する書類を、同 5 の(11)」に、「は、」を「にあっては」に改め、同条第 5 項中「の各号」を削り、同条第 7 項中「の標章」の次に「(第 3 号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章)」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

第 2 条第 7 項を同条第 9 項とし、同条第 6 項中「前項各号」を「第 5 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 5 項の次に次の 2 項を加える。

6 第 4 項の標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届（様式第 2 号の 3）に、当該標章及び記載事項の変更を証明する書面の写しを添えて、公安委員会に届け出て変更に係る事項の記載を受けなければならない。

7 第 4 項の標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、除外標章再交付申請書（様式第 2 号の 4）により、公安委員会に標章の再交付を申請しなければならない。

第 6 条第 1 項中「の各号」を削り、同条第 3 項中「から第 7 項まで」を「、第 8 項及び第 9 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「に提出」を「（許可を受けようとする場所が公安委員会の管理に属する 2 以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）に提出」に改め、同条第 2 項第 4 号及び同条第 3 項第 4 号中「不可能」を「困難」に改め、同条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、警察署長がその添付を要しないと認める場合においては、この限りでない。

第 7 条第 4 項第 1 号中「車両の」を「車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第 1 項の自動車検査証をいう。）の写し又は」に、「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）」を「同法」に改め、同条第 6 項中「(様式第 6 号)」を削り、同条第 7 項中「から第 7 項まで」を削り、同条中第 8 項を第10項とし、第 7 項の次に次の 2 項を加える。

8 第 6 項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（様式第 5 号の 2）に記載事項の変更を証明する書面の写しを添えて、当該駐車許可証を交付した警察署長に届け出て、駐車許

可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

9 第 6 項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第 6 号）により、当該駐車許可証を交付した警察署長に駐車許可証の再交付を申請しなければならない。

第 7 条に次の 1 項を加える。

11 第 6 項の駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該駐車許可証（第 3 号の場合にあつては、発見し、又は回復した駐車許可証）を速やかに廃棄しなければならない。

- (1) 駐車許可の期間が満了したとき。
- (2) 駐車許可証の交付を受けた理由が消滅したとき。
- (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。
- (4) 駐車許可を取り消されたとき。

別表第 1 の 5 の(10)中ケをコとし、ウからクまでをエからケまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 助産師又は医師の指示を受けた保健師、看護師若しくは准看護師が緊急訪問のため使用中の車両

別表第 3 の県道諏訪辰野線の項中「諏訪市道255号線」を「諏訪市道23255号線」に改め、同表の飯田市道 1－50号線の項の次に次のように加える。

諏訪市道 1－22号線	一般国道20号との交差点から諏訪市道 1－23号線との交差点まで
-------------	----------------------------------

別表第 3 の諏訪市道255号線の項中「

諏訪市道255号線

」を「

諏訪市道23255号線

」に改

め、同項の次に次のように加える。

諏訪市道47078号線	一般国道20号（バイパス）との交差点から諏訪市道 1－23号線との交差点まで
-------------	--

様式第 1 号を次のように改める。

(様式第 1 号) (第 2 条関係)

除外標章交付申請書	
年 月 日	
長野県公安委員会 殿	
住 所 (所 在 地)	
ふ り が な	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
除 外 を 受 け よ う と す る 期 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 区 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

様式第 2 号の 2 の次に次の様式を加える。

(様式第2号の3)(第2条関係)

除外標章記載事項変更届	
長野県公安委員会 殿	
年	月 日
住所 (所在地)	
ふりがな	
氏名 (名称)	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

(様式第 2 号の 4) (第 2 条関係)

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
長野県公安委員会 殿	
住 所 (所 在 地)	
ふ り が な	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

様式第 5 号を次のように改める。

(様式第5号)(第7条関係)

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所(所在地)	
申請者 氏名(名称)	
電話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようと する日時期間	
許可を受けようと する場所	
許可を受けようと する理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

(備考) 申請者は太枠内を記入すること。

様式第5号の次に次の様式を加える。

(様式第5号の2)(第7条関係)

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

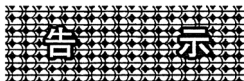
様式第6号を次のように改める。

(様式第 6 号) (第 7 条関係)

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名 称)	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に諏訪市道 1－22 号線又は諏訪市道 47078 号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第 12 条第 1 項の規定の適用については、同項中「4.1 メートル」とあるのは、「3.8 メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第297号

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（令和5年長野県条例第24号。以下「条例」という。）第36条の規定により、条例の適用を除外する市町村の名称、適用を除外する条例の規定及び条例の規定の適用を除外する年月日を、次のとおり公示します。

令和7年6月26日

長野県知事 阿部守一

条例の適用を除外する市町村の名称	適用を除外する条例の規定	条例の規定の適用を除外する年月日
塩尻市	全部の規定（令和7年7月1日前に設置の工事に着手した太陽光発電施設、条例の手続を行っている太陽光発電施設及び塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和7年塩尻市条例第17号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる太陽光発電設備設置事業を除く。）	令和7年7月1日

ゼロカーボン推進課

長野県告示第298号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年6月26日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 作業期間
令和7年6月20日から令和8年2月27日まで
- 作業地域
北安曇郡白馬村

建設政策課

長野県告示第299号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年6月26日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量 用地測量
- 作業期間
令和7年6月5日から令和8年3月31日まで
- 作業地域
南佐久郡小海町

建設政策課